

名古屋市指定水道工事店協同組合防災計画概要版

名古屋市指定水道工事店協同組合防災事業部会

1. 総則

本計画は、名古屋市上下水道局給水区域内（名古屋市、清須市（春日地区を除く）、北名古屋市久地野地区、あま市甚目寺地区、大治町）での地震災害の発生に対して名古屋市上下水道局（以下 当局）の応急活動等に対する協力並びに指定工事事業者として給水区域内にお住いの市民の迅速な日常生活の回復のための屋内修繕工事の円滑な推進のための、名古屋市指定水道工事店協同組合並びに組合員の活動計画について定めるものとする。

2. 被害想定

名古屋市では南海トラフ巨大地震時の被害を想定しての対応を検討していることから、これに基づいて宅内での屋内修繕工事件数を想定する。

① 配水管の断水想定

発災直後 357,000 件（30%）が本管断水、1日後約 191,000 件（15%）1か月後に断水が解消（名古屋市事業継続計画第3版令和2年3月）

② 電力の回復

電力約 1,228,000 件（89%）が停電、1日後約 1,114,000 件（81%）1週間後に大部分で停電解消（名古屋市事業継続計画第3版令和2年3月）

③ 通信の回復

固定電話の通話機能支障約 413,000 回線（89%）、1日後約 375,000 回線（約 81%）1週間後通話支障はある程度回復、インターネットも十分に機能しない可能性あり（名古屋市事業継続計画第3版令和2年3月）

④ 想定屋内修繕工事件数

38,000 件（名水協・想定）

3. 想定される活動

発災時に想定される活動フローを図-1に示す。

4. 緊急時の連絡方法

1) Biz の活用

地震発生時に自動的に送信し定型のフォーマットで情報を自動集計する。（団体コード 25652、ID 行政区番号、パスワード、dummy）

Biz の災害用の定型のフォーマットととして、「安否確認」、「活動リソース」、「修繕対応待期間」の三種類を準備する。

2) LINE 等の活用

i) 支部内連絡網の作成（支部 LINE）

支部長、各支部員

ii) 本部と支部長間の連絡網の作成（本部 LINE）

正副本部長、各支部長、事務局（課長補佐級以上、防災事業担当）

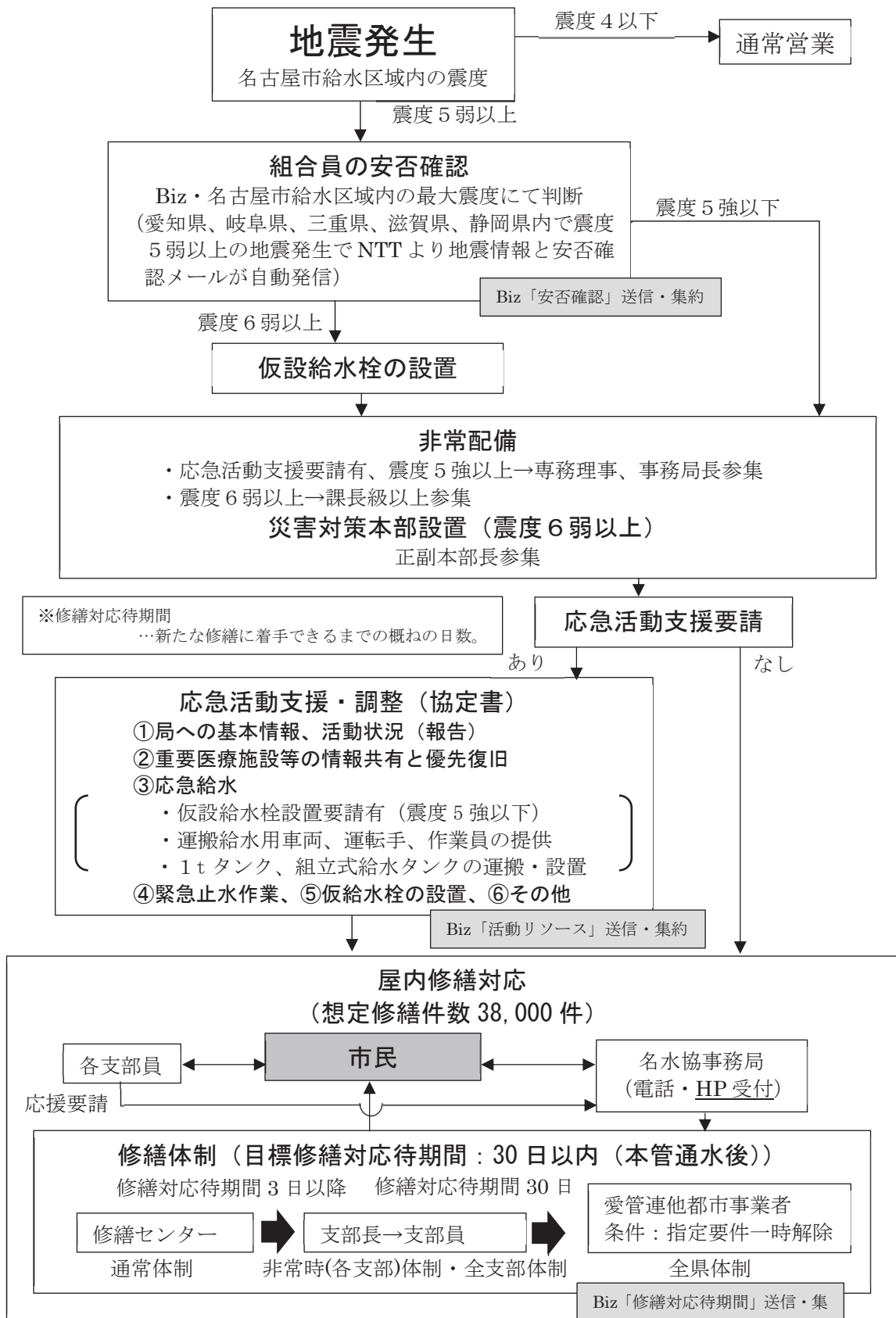


図 - 1 地震発生時の対応フロー図

5. 屋内修繕対応

① 修繕の受付

- 1) 修繕の受付は、基本的に修繕センター（事務局）が行う。時間外は、震度5強以上で事務局が参集するまでの間、当番店が行う。
- 2) 被災後の受付件数が多い場合、体制の整備のために職員を参集する。（受付担当を3名参集、電話対応2名、HP対応、連絡員1名）

② 修繕の施工

【通常体制での対応】

- 1) 修繕センターは、4契約工事店が担当地域の枠を超えて協力して施工する。

【非常時体制（各支部体制）への移行】

- 2) 事務局（災害対策本部）は、修繕センターの4契約工事店で時間内の工事（平日8:30～17:00）の修繕対応待期間が概ね3日を超えた（申込者都合を除く）時点で正副本部長と相談の上で支部毎の対応とする（非常時体制）。時間外（17:00～翌8:30及び土日祝日）の緊急工事は引き続き修繕センター担当工事店で行う。
- 3) 事務局は、本部LINEを利用して、非常時体制への移行を各支部長に連絡する。

【各支部の修繕対応待期間の把握】

- 4) 各支部長は、Bizと支部LINEをもとに支部全体の概ねの修繕対応待期間を把握する。支部長は、本部LINEを使用して支部の修繕対応待期間を送信し、全支部長が各支部の情報を共有する。

【屋内修繕連絡書（+受付票）の送付】

- 5) 事務局は、各支部長に支部の「屋内修繕連絡書（災対用）」（資料）（HPの場合、受付票をあわせて送付する。なお、非常時体制では事務局によるお客さまへの事前確認はしない。）を送付する。
- 6) 各支部長は、支部員の状況を踏まえて、屋内修繕連絡書（災対用）（+受付票）を送付し、対応を依頼する。

【修繕の実施】

- 7) 各支部員は、申込者に連絡をとって修繕を実施する。このときの修繕費用等は、局の無料修繕範囲を除いて修繕センターのルールではなく普段から各工事店が請求している費用とする。

【屋内修繕連絡書の返送】

- 8) 各支部員は、修繕が完了したら屋内修繕連絡書（災対用）に必要事項を記入して支部長に送付する。
- 9) 支部長は、屋内修繕連絡書（災対用）を受付日ごとに取りまとめて事務局に送付する。

【全支部体制への移行】

- 10) 各支部長は、支部内の修繕対応待期間が概ね2週間を超えた時点で、事務局と連絡をとり他の支部の応援を依頼する。
- 11) 事務局は、正副本部長と相談して、全支部体制に移行し、その旨を支

部長に連絡する。

【基準修繕対応待期間による管理】

- 12) 事務局は、全支部の修繕対応待期間を基に、基準とする修繕対応待期間（基準修繕対応待期間）を決めて、修繕を各支部に均等配分する。
- 13) 基準修繕対応待期間は、修繕の増加に合わせて1週間ごとに段階的に引き上げる。

○修繕の振分けルール

修繕センター契約工事店→担当支部→待機期間の短い支部→→基準修繕対応待期間引き上げ→修繕センター契約工事店→……

【全県体制への移行】（能登半島地震の例より）

- 14) 事務局は、基準修繕対応待期間が3週間を超えた時点で、正副本部長と協議の上で、全県体制への移行に向けた対応を局に依頼する。
- 【愛管連協力業者への協力依頼】
- 15) 事務局は、局からの許可があり、基準修繕対応待期間が1か月を超えた場合は、愛管連の所属工事店のうち、震源地から遠い愛管連支部長及び所属工事店に協力を依頼する。

屋内修繕連絡書（災対用）

様

名古屋市指定水道工事店協同組合
修繕センター 受付担当

受付担当者

(年)第(月)-〇〇〇〇号

〇〇

令和〇年 月 日 () 時 分

現	住所	区	
	名称		〒 -
地	氏名	様	携帯
	住所		〒 -
申込者	氏名	様	携帯

【修繕内容】

1. 漏水

- (1) 水栓漏水(パッキン、蛇口 取替え)
- (2) 立ち上がり管の漏水
- (3) 甲止水栓の漏水、閉止不良
- (4) 給湯器廻り漏水、配管漏水
- (5) 地中漏水 (漏水場所不明、調査)

3. 下水閉塞、下水管、桝、破損、陥没

4. 導水装置 (受水槽・ポンプ・引込管)

5. 改造

2. 水洗便所の故障 (メーカー)

- (1) ロー、ハイ、隅付、一体型 (和、洋)
- (2) 水が止まらない(便器に漏れる)
- (3) 給水管、洗浄管漏水
- (4) 便器の詰まり

6. 排水管不良(台所、洗面台、洗濯機、浴室)

(詰まり・漏れ・その他)

7. 出水不良

8. その他

【連絡事項】

施主様への連絡 月 日 () 時 分

修理日 月 日 () 時 分

屋内修繕結果報告書

現地到着	令和〇年 月 日 時 分	修繕者名
修繕完了	令和〇年 月 日 時 分	

修繕内容 (詳細内容を記入ください)

* 請求料金詳細は無用です。